

別記切替要領

令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員の給料の切替えについては、次によるものとする。

- 1 切替日において情報職給料表以外の給料表の適用を受けることとなる職員であって、切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が別表イに掲げられているものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。
- 2 切替日の前日において行政職給料表の適用を受ける職員のうち、切替日において情報職給料表の適用を受けることとなる職員であって旧級が別表ロに掲げられているものの切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。なお、旧級が別表ロに掲げられていないものについては、人事委員会が別に定める。
- 3 切替日の前日において行政職給料表の適用を受ける職員のうち、切替日において情報職給料表の適用を受けることとなる職員の新号給は、旧級及び旧号給に応じて別表ハに定める号給とする。なお、旧級が別表ハに掲げられていないものについては、人事委員会が別に定める。